

## ○妙高市教育委員会の共催及び後援に関する事務取扱要綱

昭和54年5月25日教委訓令第5号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、妙高市教育委員会（以下「委員会」という。）が、委員会以外のもの  
の行う教育関係事業（以下「事業」という。）を共同主催し、及び後援することに関し必  
要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めると  
ころによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参画し、共同主催者としての責任の一部を負担するこ  
とをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(承認の基準)

**第3条** 事業の主催者から当該事業の共催又は後援の申請があったときは、次の各号に掲げ  
る承認基準により、当該事業の共催又は後援の承認を行うものとする。

(1) 主催者についての承認基準

次に掲げるものの一に該当する主催者とする。

- ア 国若しくは地方公共団体又はこれらの行政機関
- イ 学校等の教育機関及びこれらの連合体
- ウ 公益法人及びこれに準ずる団体
- エ 新聞、テレビ等の報道機関
- オ その他委員会が適当と認めるもの

(2) 事業内容についての承認基準

次に掲げる事項のすべてに該当する事業内容とする。

- ア 教育、学術又は文化の向上、普及に寄与するもので、公益性のある事業であること。  
ただし、特定の宗教又は政治活動と認められるものは除く。
- イ 事業規模が原則として市全域にわたるものであること。
- ウ 委員会の方針及び施策の推進にそうものであること。

(承認の手続き)

**第4条** 事業の主催者が行う共催又は後援の申請は、別記様式第1号によるものとし、事業  
の実施前14日までに提出させるものとする。

- 2 前項の申請を受理したときは、速やかに承認するかどうかを事業の主催者に通知するも  
のとする。
- 3 事業の主催者に対する承認の通知は、別記様式第2号又は別記様式第3号によるものと  
する。

(報告)

**第5条** 後援した事業について、教育行政の運営上必要があると認めるときは、事業の主催  
者に対し別記様式第4号による報告書の提出を求めるものとする。

(事務処理)

- 第6条** 承認に関する事務の主務課は、共催又は後援事業に係る事務を分掌している課とし、当該事業の内容が二以上の課の分掌事務にわたるときは、当該事業に最もかかわりのある事務を分掌している課とし、また、いずれの課にも属さない場合はこども教育課とする。
- 2 起案は主務課において行い、こども教育課長に合議のうえ、上司の決裁を受けるものとする。ただし、定例的な事業にあつてはこども教育課長の合議を要しない。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成5年教委訓令第1号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年教委訓令第2号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年教委訓令第9号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年教委訓令第1号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。